

保険法の見直しに関する個別論点の検討（1）

第1 危険の増加（中間試案の第2の2(1)（第3の2(3)，第4の2(3)）関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

第2 損害保険契約に関する事項

2 損害保険契約の変動

(1) 危険の増加 【各契約共通事項】

ア 故意又は重大な過失によって遅滞なく通知がされなかった場合

- ① 保険契約の締結後，当該契約の締結に際して保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項についての事実（1(3)ア参照）のうち，保険者から通知を求められたものに変更が生じたことによって危険が増加したときは，保険契約者又は被保険者は，これを知った後，遅滞なく，保険者に対し，その旨を通知しなければならないものとする。
- ② 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失によって①による通知をしなかったときは，保険者は，保険契約の解除をすることができるものとする。
- ③ ①に定める危険の増加があった後②によって契約の解除がされる前に保険事故が発生していた場合の効果については，1(3)エと同じ。

（注） 片面的強行規定とする方向でなお検討するが，③については1(3)エの（注1）から（注3）まで参照。

現行商法の参考条文 第656条，第657条第2項，第3項

イ 遅滞なく通知がされた場合等

- ① アの①に定める危険の増加があったとき（アの②及びイの④に定める場合を除く。）は，保険者は，保険契約者に対し，相当の期間を定め，将来に向かって，危険の増加に応じたものとするのに必要な限度で保険料の増額その他の契約内容の変更をすることを承諾するかどうかをその期間内に確答すべき旨の催告をすることができるものとする。

② ①の場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して承諾する旨を確答したときは、その時から催告の内容に従って契約内容の変更がされたものとみなすものとする。

③ ①の場合において、保険契約者がその期間内に保険者に対して確答せず、又は承諾しない旨を確答したときは、確答しなかったときはその期間の満了時に、承諾しない旨を確答したときはその確答の時に、それぞれ契約の解除がされたものとみなすものとする。

④ **ア**の①に定める危険の増加があった場合において、増加した危険が保険契約の締結時に存在していたとすれば保険者が保険契約を締結しなかったであろうときは、保険者は、保険契約の解除をすることができるものとする。

(注1) 契約の解除の効力については、4(4)参照。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第656条、第657条第1項、第3項

(危険の増加関係後注)

- 1 **ア**及び**イ**の規律の内容については、**ア**及び**イ**の解除権の行使可能期間を定めること、**ア**の①に定める事実の変更が保険契約者又は被保険者の意思によって生じた場合かそうでない場合かで区別すること（例えば、前者の場合には**ア**の①の通知を保険契約者又は被保険者において危険が増加すべきことを知った後遅滞なくすべきとするか等）を含め、なお検討する。
- 2 現行商法第656条及び第657条の規定のうち危険の変更による契約の失効等の規律は、削除するものとする。
- 3 保険契約の締結後の他の保険契約（1(3)の（危険に関する告知関係後注）参照）の通知に関する規律については、なお検討する。

1 危険の増加の制度趣旨を徹底した場合の基本的な考え方

危険の増加の制度は、基本的には、保険契約の締結後に危険の増加があった場合において、増加後の危険が

- 引受範囲内のときは、危険の増加があった時から、保険料の増額その他の契約内容の変更をする
- 引受範囲外のときは、危険の増加があった後に発生した保険事故のうち少なくとも増加した危険によって発生した保険事故について保険者を免責とする

ことによって、危険の程度と保険料の額等の契約内容とを合わせる（これを可能とすることによって、保険契約の締結時には危険の増加の可能性を保険料の

額の算定に当たって考慮しないことができることとなる。) ための制度であると考えられる。

そして、これを実現するためには、保険契約者又は被保険者から保険者に危険の増加の通知をしてもらうことが必要であり、この通知が履行されるような法律上の仕組みとすることが求められる。

2 検討を要する点 ((危険の増加関係後注) 1 を中心として)

(1) イの①から③までの規律について、危険の増加があった時から②又は③に記載する時までの間の保険料を請求することができるものとするものの要否、この間に保険事故が発生した場合の取扱い

※ 1 1からすると、保険料を請求することができるものとするのが考えられるが、どうか。

※ 2 1からすると、危険の増加があった後に保険事故が発生した場合について、保険料の増額によって対応可能な場合には、保険料の請求によって対応するものとするのが考えられるが、引受可能ではあるものの保険料の増額によっては対応不可能な場合には、危険の増加があった後に発生した保険事故のうち増加した危険によって発生した保険事故について保険者を免責とする必要があるとも考えられるが、どうか。

(2) イの④の規律について、危険の増加があった時から契約の解除をするまでの間に保険事故が発生した場合の取扱い

※ 1からすると、危険の増加があった後に発生した保険事故のうち増加した危険によって発生した保険事故について保険者を免責とする必要があるとも考えられるが、どうか。

(3) イの①の催告や④の契約の解除権について、行使可能期間を定めることの要否 (当否)

※ 保険者において危険の増加があったことを知った時から一定期間 (例えば、1 か月) の権利可能期間を設けることと、危険の増加があった時から一定期間 (例えば、5 年) の権利行使期間を設けることとに分けて検討する必要がある (現行商法第 6 5 7 条第 3 項参照)。

(4) アの①の通知の時期

※ イの規律の内容も踏まえて検討する必要がある。

(5) アの②及び③の要件及び効果

(6) アの②による契約の解除権 (③の保険者の免責を伴う解除権) について、危険の増加があった時から 5 年の除斥期間を定めることの要否 (当否)。仮にこれを定める場合には、保険料の増額その他の契約内容の変更 (引受範囲

内の場合)や保険者の免責を伴わない契約の解除(引受範囲外の場合)をすることができる旨の規律を設けることの要否

※ 保険者において危険の増加があったことを知った時から1か月の除斥期間については、これを設けるものとする。どうか(現行商法第657条第3項参照)。

(7) **ア**及び**イ**の各規律について、保険契約者等の意思による危険の増加と意思によらない危険の増加とを区別することの要否(当否)

※ 各規律ごとにその必要性について検討する必要がある。

(8) 他にも検討を要する点はあるか。

※ 危険に関する告知の規律との関係(整合性等)について、どのように考えるか。

第2 危険に関する告知(中間試案の第2の1(3)イの②(第3の1(3),第4の1(3))関係)

(保険法の見直しに関する中間試案)

第2 損害保険契約に関する事項

1 損害保険契約の成立

(3) 危険に関する告知 【各契約共通事項】

イ 保険者が契約の解除をすることができない場合

アにかかわらず、

① 保険者が、保険契約者又は被保険者において告知をしなかった事実を知り、又は過失によってこれを知らなかったときは、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

② [保険者の使用人等のうち告知を受領する権限を有しない者が、保険契約者又は被保険者において事実の告知をすることを妨げたなど一定の場合]には、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

(注1) ②における規律の在り方については、[]内の「保険者の使用人等」の範囲、要件設定に当たって保険者の使用人等と保険契約者又は被保険者の告知の際の行為の態様を考慮すること等を含め、なお検討する。

(注2) 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第644条第1項ただし書

※ 告知をしなかった場合の効果(現行商法の規律を維持するか、いわゆるプロ・ラタ主義を採用するか)については、第17回会議において御審議いただくことを予定している。

1 前提の確認

ここで問題となるのは、保険契約者又は被保険者が、故意又は重大な過失によって、保険者から告知を求められた危険に関する重要な事項について的事实（以下「告知をすべき事実」という。）の告知をしなかった場合であり、それにもかかわらず保険者が契約の解除をすることができないものとするべき場合はどのような場合か、という点である。

2 視点

イの②の規律を設ける意義について、どのように考えるか。

※ 現行商法下における解釈論（同法第644条第1項ただし書、第678条第1項ただし書、民法第1条第2項参照）との関係やイの①の規律との関係について、どのように考えるか。

3 イの②の〔保険者の使用人等〕の実質的な内容

〔保険者の使用人等〕の実質的な内容としては、

- 保険者の役員や保険者に雇用されている者（使用人）（例えば、生命保険募集人）
- 保険者から募集（契約締結の媒介）の委託をされている者（例えば、生命保険募集人、損害保険代理店）
- 保険者から募集の委託をされている者の役員やこれに雇用されている者（使用人）

が含まれるものとするので、どうか。

※1 保険者に対し単に保険契約者の紹介をただけの者や保険仲立人は含まれないものとするので、どうか。

※2 上掲の者に告知の受領権がある場合には、その者が告知をすべき事実を知っていたか、過失によってこれを知らなければ、保険者は契約の解除をすることができないものとするので、どうか。

4 保険者がイの②によって契約の解除をすることができない場合

保険者が契約の解除をすることができない実質的な場合としては、

- 3に掲げる者が、契約の募集に際して、保険契約者又は被保険者に対して告知をすべき事実の告知をしないよう勧めた場合や、これらの者が告知をすべき事実の告知をするのを妨げた場合

を考え、他方で、これに該当したとしても、

- 3に掲げる者がこのような行為をしたことと、保険契約者又は被保険者が

告知をすべき事実の告知をしなかったこととの間に、関連性がない場合（例えば、保険契約者又は被保険者が初めから告知をすべき事実の告知をせずに契約を締結するつもりで告知をしなかった場合）

には、保険者は契約の解除をすることができると思うことで、どうか。

- ※1 上掲の場合以外に考慮すべき場合はあるか。
- ※2 3に掲げる者が保険契約者又は被保険者からあいまいなことを言われた場合やいわゆる過小告知の場合について、どのように考えるか。
- ※3 2つ目の○に関連して、イの①の規律との整合性について、どのように考えるか。
なお、保険契約者又は被保険者が積極的な意図をもって告知をすべき事実の告知をしなかったような場合には、保険者は保険契約者又は被保険者の詐欺を理由として契約の効力（保険金の支払義務）を否定することが可能なこともあると考えられる。
- ※4 イの②の効果としては、保険者が契約の解除をすることができないものとする
ことで、どうか。

第3 被保険者の意思による契約関係からの離脱（中間試案の第3の1(2)イ（第4の1(2)イ）関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

第3 生命保険契約に関する事項

1 生命保険契約の成立

(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱

被保険者は、〔一定の場合〕には、将来に向かって契約関係から離脱することができ、この場合には、死亡保険契約はその効力を失うものとする。

（注1） 「一定の場合」としては、例えば、被保険者が同意をする前提となっていた事情を欠くに至ったような場合（保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせようとした場合、被保険者と保険契約者又は保険金受取人との親族関係が終了した場合等）が考えられるが、その具体的内容については、重大事由による解除の規律（4(2)参照）との関係を含め、なお検討する。

（注2） この規律を実現するための具体的な法律構成については、「一定の場合」の内容とも関連して、なお検討する。

（注3） この規律は死亡保険契約のみに関する規律であり、生存保険契約について同様の規律は設けないものとする。

（注4） 規律の性質については、これに反する約定で被保険者に不利なもの

は無効とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 なし

※ 今回は、被保険者が成人1人であり、かつ、被保険者の同意が契約の効力要件とされ、被保険者による同意がされていた場合を念頭に置いて検討することとする。

1 前提の確認

- 保険契約者が被保険者からの申入れを受けて契約の任意解除をしたり、保険金受取人の変更をしたりすることも可能である。
- 保険者が被保険者からの申入れを受けて重大事由による解除の規律によって契約の解除をすることも可能である。

↓

したがって、ここで議論すべきなのは、これらがされない（できない）場合である。

2 要件（被保険者が契約関係から離脱することができる場合）

例えば、次のような場合について、イの〔一定の場合〕に含まれるものとするることについて、どのように考えるか。

※ これを考えるに当たっては、次の各点についても、3においてどのような法的構成を採用するかと関連付けて検討する必要がある。

- 1 保険者において要件に該当することを確認することの可否や保険契約者の意思を尊重することの要否について、どのように考えるか。
- 2 「被保険者が同意をする前提となっていた事情を欠くに至った」かどうかによって区別することの当否（契約をした目的を確定することの可否等）について、どのように考えるか。
- 3 保険金受取人の変更をすれば離脱まで認めなくてもよい場合があり得ることについて、どのように考えるか。

(1) 被保険者と保険契約者又は保険金受取人との親族関係が終了した場合（例えば、保険契約者兼保険金受取人が配偶者であったが、その後に離婚した場合）

※ これに該当するあらゆる場合に離脱可能とすることの当否（例えば、保険契約の存続が離婚時の合意の内容となっていることもあるようである。）について、どのように考えるか。

(2) 企業が締結する従業員等を被保険者とする契約において、被保険者が退職

した場合

(3) 債務の担保として債権者を保険契約者兼保険金受取人とする契約が締結されたが、その後に債務が完済された場合

(4) 保険契約者又は保険金受取人が故意に被保険者を死亡するに至らせようとした場合

※ 重大事由による解除の規律との関係（要件を異なるものとするものの可否（当否）等）について、どのように考えるか。

(5) 親子の間で事情の変更があった場合

※ 具体的にどのような場合に契約関係からの離脱を認めるべきか。

(6) 保険契約者が被保険者に対し契約関係からの離脱を承諾した場合

(7) 被保険者が契約関係からの離脱を希望した場合

※ あらゆる契約でこの場合に契約関係からの離脱を認めることの当否（被保険者が離脱を希望しただけで離脱を認めることは適当でない契約があるか等）について、どのように考えるか。

3 法的構成・効果

※ 2においてどのような要件を設定するかということと関連付けて検討する必要がある。法的構成としては、理論上、例えば、次のようなものが考えられるが、どのように考えるか。

○ 被保険者の〔保険契約者〕〔保険者〕に対する意思表示によって直ちに契約は失効する

※ 契約が失効したかどうか争いになった場合には、最終的には確認訴訟によって確定されることになると考えられるが、契約が失効してからそれが確定されるまでの間の法律関係について、検討する必要がある。

○ 被保険者は保険契約者に対し解約をするよう（解約を承諾するよう）請求することができる（民事執行法第174条参照）

※1 保険契約者が保険者に対して請求するものとするものの当否（例えば、2の(4)参照）について、どのように考えるか。

※2 いつ契約が終了するか、保険者はいつまで責任を負うことになるか（いつまでの保険料を取得することができるか）を明確にする必要があると考えられる。